

## 教育活動時に配慮すべき事項（令和5年1月6日版）

香取市教育委員会

県教育委員会からの通知や本市の感染状況を踏まえ、香取市教育委員会では各教科活動等における「教育活動時に配慮すべき事項」（令和4年7月1日版）を改訂しました。

新型コロナウイルスの影響が長期化する中で、学校教育活動に過度な制限を設けることは、児童生徒の貴重な学びの機会を喪失させ、心身の健やかな成長を阻害する要因となります。現在、社会全体で生活様式や経済活動の制限緩和が進められている中で、学校における感染症対策も、社会一般の対策とのバランスを考慮すべきだと考え示しました。

各学校においては、基本的な感染症対策を徹底しながら、地域や学校の状況に応じて適切に判断し、教育活動を行います。

No	教 科	配 慮 事 項	
1	各教科等 共 通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各教科・科目の目標を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症による児童生徒への影響を考慮して、教育内容や実施方法等を検討し、指導計画を立てます。</li> <li>・感染症対策については、次の取り組みを徹底します。 <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 80%;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>①健康観察の徹底(体調不良者の登校停止)</li> <li>②会話時のマスク着用</li> <li>③定期的な手洗いの実施</li> <li>④換気の徹底</li> <li>⑤狭くて閉鎖された空間(部室等)での密集状態の回避</li> </ul> </td> </tr> </table> </li> <li>・児童生徒の間隔を可能な限り確保するよう座席を配置します。(児童生徒等と教職員との距離も同様)。</li> <li>・気候上可能な限り、<u>常時換気</u>に努めます(常時換気が難しい場合は30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にします。それも難しい場合は、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にします)。十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、換気を目安としてCO<sub>2</sub>モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられます。</li> <li>・窓(やドア)を開ける幅は10cm～20cm程度を目安とし、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫に努めます。</li> <li>・換気扇等がある場合は、窓開け等による換気と併用して常時運転します。</li> <li>・児童生徒は、原則マスクを着用します(マスクを着用する必要がある場合については「新型コロナウイルス感染症学校における感染対策ガイドライン P15」を参照)。特に、発声が必要な場面では、マスクの着用を徹底します(ただし、気温が上昇した場合は、熱中症等への対応を優先します)。なお、マスクについては、最も高い効果があるとされている不織布のマスクを推奨します。</li> <li>・マスク着用時は、のどが渇かなくても定期的に水分補給する等、脱水や熱中症予防に努めます。</li> <li>・熱中症リスクの高い場面における児童生徒への指導に当たり、職員は</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①健康観察の徹底(体調不良者の登校停止)</li> <li>②会話時のマスク着用</li> <li>③定期的な手洗いの実施</li> <li>④換気の徹底</li> <li>⑤狭くて閉鎖された空間(部室等)での密集状態の回避</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>①健康観察の徹底(体調不良者の登校停止)</li> <li>②会話時のマスク着用</li> <li>③定期的な手洗いの実施</li> <li>④換気の徹底</li> <li>⑤狭くて閉鎖された空間(部室等)での密集状態の回避</li> </ul>			

		<p>率先してマスクを外すようにするとともに、児童生徒に対し、熱中症が命に関わる重大な問題であることとその危険性を適切に指導し、併せて、保護者の皆様にも協力をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクの取り外しについては、活動の態様や児童生徒の様子なども踏まえ、臨機応変に対応します。特に、基礎疾患を有するためマスクの着用が困難である等の場合は、主治医や学校医とも相談の上、適切に対応します。</li> <li>・教職員は飛沫を飛ばさないようマスクを着用し、児童生徒等と可能な限り身体的距離（おおむね1 m）の確保に努めます。</li> <li>・教材・教具などを共用で使用する場合は、使用前後の手洗いや手指の消毒等を徹底します。共用の教材・教具の消毒については、一時的な効果を期待するよりも、手洗いを徹底することの方が重要であり使用の都度消毒を行う必要はありません。</li> <li>・学習用具（筆、三角定規等）の貸し借りは行わない。貸し出し用の用具を用意する場合は適切に消毒を行います。</li> <li>・主体的・対話的で深い学びのための、グループ学習、班での話し合い及びペアワーク等の活動は、マスクを着用した上で、必要な活動は積極的に実施します。また、ICTを効果的に活用した多様な学習形態を展開するよう努力します。</li> <li>・音読や群読については、マスクを着用し、大声とにならないよう工夫して実施します。</li> <li>・教師等が机間指導を行う場合は、児童生徒と近距離になりがちなので、身体的接触がないように留意します。また、個別に指導する際には、必要最低限の音量になるよう配慮します。</li> <li>・キャリア教育、社会見学等に係る校外での学習においては、活動先の相手との打合せを十分に行い、感染防止対策を実施します。</li> <li>・授業で外部人材を活用する際は、講師に対し、来校前の検温及び健康状態の確認を依頼するとともに、来校時、講師の健康状態（検温、風邪症状の有無等）を確認します。また、講師の感染防止対策にも配慮します。</li> <li>・臨時休校や学年閉鎖等に備え、オンラインでの授業や動画・課題配信等の実施に、積極的に取り組みます。</li> </ul>
2	理科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループで実験や観察を行う場合は、児童生徒等が近距離になりがちなので、身体的接触がないように留意します。</li> <li>・演示実験を行う場合は、実物投影機や電子黒板等を活用するなどの工夫をします。</li> <li>・授業の終了時刻が遅れ、手洗いの時間が確保できないということがないように、片付けの時間まで含めた時間配分に十分配慮します。</li> </ul>
3	英語 外国語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師やALTが発音の指導等のため、口の動きを見せる必要がある等の場合は、あらかじめ撮影した動画・画像等を活用する等の工夫を行います。</li> </ul>

		<p>すが、やむを得ずフェイスシールドやマウスシールドを使用する場合は、身体的距離を十分に確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全で効果的な指導をするために、ALTとの打合せを十分に行い、共通理解を図ります。</li> </ul>
4	音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>歌唱や管楽器等を使用した活動は、身体的距離を確保することや、窓を開けて外に向かって演奏することなど、飛沫飛散防止を行います。</li> <li>合唱等については、令和2年12月23日付け香教学第1761号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)」を参照に感染症対策を徹底して行います。</li> <li>歌唱指導を行う場合は、可能な限り感染症対策を行った上で実施します。</li> <li>鍵盤ハーモニカや管楽器等を使用した活動を行う場合は、児童生徒等の身体的距離を十分とった上で、飛沫飛散防止や隊形の工夫等、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から実施します。</li> </ul>
5	体育 保健体育	<p>○領域ごとに、例えば以下のように工夫して実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>密集、接触する機会のある運動(球技&lt;ゴール型&gt;、武道など)については、10～15分の活動ごとに数分間の休憩を設けることや、接触する機会の少ない活動に切り替えます。また、ゲーム形式で行う活動の場合は1チームの人数を少なくします。</li> <li>球技&lt;ネット型・ベースボール型&gt;では、身体的距離を確保します。</li> <li>表現運動、ダンスについては、身体的距離を確保することや、演技する向きを同一にします。</li> <li>技術や技能のポイントをICTによる動画等を活用して学習することにより、効果的で怪我の防止にも資する安全な実践を心がけます。</li> <li>運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ありません。ただしグループで話し合う活動を行う際は、身体的距離を確保することや、可能な限りマスクを着用します。</li> <li>特に、呼気が激しくなる運動を行う際や気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、他の児童生徒とできるだけ距離を空ける、近距離での会話を控える、屋内の体育館等の場合には常時換気を徹底するなどの十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すよう指導します。</li> <li>更衣室は十分な広さを確保します。十分な広さが確保できない場合は、人数を制限して時間差で着替えるなど、3密の状態にならないようにします。</li> <li>主に夏季において、マスクを着用しないことを徹底するとともに、適切な水分補給を行うなど、熱中症対策を講じます(授業途中での給水時間の確保や屋外での帽子の着用なども検討します)。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師は原則、マスクを着用します。身体へのリスクがある場合や指導のために自ら運動する場合については、マスクを外す場合もあります。ただし、不必要な会話や発声は行わず、児童生徒等との距離を1 m以上保ちます。</li> <li>・授業の開始時や終了時だけでなく、授業中も児童生徒等の体調に変化がないか観察したり声掛けをしたりして、事故防止を徹底します。</li> <li>・不必要な会話や発声は行わないように指導するとともに咳エチケットについて励行します。</li> </ul>
6	技術 家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理実習の実施に当たっては、身支度や手洗いの徹底をするとともに調理室、調理器具及び食器等の衛生管理を徹底します。</li> <li>・調理した料理は、調理した児童生徒が調理場所で飲食します。</li> </ul>
7	総合的な 学習の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場（仕事）体験等の校外での学習においては、活動先の相手との打合せを十分に行い、感染防止対策を行います。</li> </ul>
8	自立活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級等における自立活動や日常生活に関する指導等については、児童生徒等との身体的接触がやむを得ないことから、例えば、児童生徒等にかかわる者を限定する等、指導方法や内容を工夫します。</li> </ul>
9	休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストレスや運動不足の解消の観点から、児童の外遊び(例えば、ドッチボール、鬼ごっこなど、軽度の接触のある活動を含む)を推奨します。</li> <li>・狭い空間で児童生徒同士が集まり、マスクを外して会話することを控えるよう指導します。</li> </ul>
10	給食 昼食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教室やランチルームでの給食（昼食等の飲食の場面を含む。）の際、黙食を行う必要はなく、換気を徹底するとともに身体的距離を確保した上で、児童生徒等の間で会話を行うことを可とします。</li> <li>・大声での会話は控えます。</li> <li>・換気は、教室やランチルームにおける二酸化炭素濃度1,000ppm以下を目安として行うとともに、身体的距離は、おおむね1 m以上を確保します。 ⇒以上の環境で会話を行う場合、濃厚接触者には該当しません。</li> <li>・食事後は、マスクを着用します。</li> <li>・黙食を希望する児童生徒に対しては、適切に配慮します。</li> <li>・食事の時間は、児童生徒の発達段階や個別に配慮すべき事情を踏まえ適切に確保します。</li> </ul>
11	学校行事 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の貴重な教育機会を確保するため、積極的に実施します。</li> <li>・感染状況のみを理由として、児童生徒や保護者等の入場制限を行いません。</li> <li>・多様な活動を実施します。具体的な内容は、地域や学校の状況を踏まえ判断します。</li> <li>・地域や学校の状況を踏まえつつ、保護者等への公開も積極的に実施し参観者に対して、マスクの着用など基本的な感染症対策の協力を依頼</li> </ul>

		<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスクを着用して大声を伴わない場面（卒業式等）では、座席や身体的距離が1 m未満であっても、人と人が触れ合わない間隔を確保します。</li> <li>・その他の場面では、児童生徒等の座席の間に、おおむね1 mの距離を確保します。座席等を使用しない場合であっても、おおむね1 mの身体的距離を確保して対応します。</li> </ul>
12	登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・季節を問わず、屋外におけるマスク着用は原則不要（徒歩や自転車での通学など、人とすれ違う時も不要。）とします。</li> <li>・小学生など、自分でマスクを外す判断が難しい年齢の子供へは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導をします。その際、人とできるだけ距離を空けます、近距離や大声での会話を控えることについても併せて指導します。</li> <li>・公共交通機関やスクールバスを利用する場合には、マスクを着用するなどの感染対策を講じます。その際は、手で目や顔を触らないよう注意し、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗うよう指導します。また、ご家庭でも指導をお願いします。</li> </ul>
13	部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動前の健康観察、活動前後の手洗いの徹底、また、屋内で実施する場合は、常時換気など換気を徹底します。</li> <li>・運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取ります。</li> </ul>